

## 自身の精子を凍結した性別変更後の女性と生物学的女性カップルにおける 生殖補助医療ガイドライン

日本の生殖補助医療は、カップルが法律婚か、あるいは事実婚であることを適用条件としています。しかし、現在の日本では女性同士のカップルは事実上の婚姻状態であっても法律婚ができません。性別変更前に自身の精子を凍結をした女性と生物学的女性のカップルにおける生殖補助医療についての規定が存在しないため、当院における実施のガイドラインを以下の通り定めます。また、生殖補助医療は日本産科婦人科学会の会告に準じて実施します。

### (生殖補助医療の内容)

1. この治療は二人の配偶子のみを用いる人工授精や体外受精、顕微授精を行う。提供精子や提供卵子は使用できない。

### (事実婚の認定)

2. 二人は婚姻の意志をもって、3年以上の共同生活をしていること。
  - (1) 二人は、二人の出会いからその関係性における経緯について書面を提出すること。
  - (2) 婚姻の意志を証明できる文書、写真、メールなどのコピーの提出。例えば、結婚式の下見の実施記録、結婚指輪の購入、両家家族への面会、そのための移動の証明などが該当する。
  - (3) 他の婚姻者がいないことを証明するために過去3か月以内の戸籍謄本の提出。
  - (4) 共同生活を共にしていることを証明するために、過去3か月以内の住民票の提出すること。過去3年以内に転居歴がある場合は戸籍の附票を提出。

\*婚姻の意志をもって3年以上の共同生活をしているにも関わらず、仕事などの理由により二人の住民票住所を一致させられなかった都合がある場合は、住民票住所が一致しない期間に、共同生活をしていたことを証明できる書類を提出。例えば写真、メール、半年間隔で証明できる郵便物、賃貸契約書などがそれに該当する。
  - (5) 原則、両方の両親に婚姻の意志を伝えていること。ただし、各家族の関係性次第ではその限りではない。

(6) 居住する自治体にてパートナーシップ宣言の制度がある場合はこれを行っており、その書類の写しを提出する。居住する自治体にパートナーシップ制度がない場合はそれに準ずる行為を必要とする。

(7) 当院で治療を開始する際は、「同棲パートナーシップ申告書」に署名し、内容を誓約する。

(熟慮すべき内容)

3. 現在の日本の法律において、女性同士のカップルが子どもを持つ場合、出産する生物学上の女性の将来的負担、出産していない性別変更後の女性の権利など、女性同士のカップル特有の問題があり、これらは当事者らが十分に認識する必要がある。
4. 現在の日本の法律において、女性同士のカップルが子どもを持つ場合、親権は出産する女性側にのみ与えられるため、子どもの親は戸籍上シングルマザーとなる。この事が子どもの不利益に繋がらないよう十分な社会的及び心理的な配慮と準備を備える必要がある。
5. 二人は、生まれる子どもに配偶子のルーツや、性別変更について話し、子どもに出自を知る権利を与えることを推奨する。また、これについてカウンセリングを行う。

(カウンセリング)

6. 臨床心理士のカウンセリングを受けることとする。臨床心理士は内容に応じて、他の者のカウンセリング（児童福祉士の面談を含む）が必要かどうかを判断する。
7. 臨床心理士、あるいはカウンセリングを担当するものは、二人が、子どもが成人するまでの子育て、及び、親子関係その他における、経済的、社会的、心理的な問題や子どもの福祉について考慮しているかについて、カウンセリングを行う。
8. 臨床心理士は、あるいはカウンセリングを担当するものは、二人の性自認、性的思考について、またこれらの変化やゆらぎについて話を聞き、家族形成の支援を行う。
9. 臨床心理士は、あるいはカウンセリングを担当するものは、二人やその家族は、当院のカウンセリングをいつでも受けることができることを伝える。

(社会からの孤立防止)

10. 当院は、出産する女性、あるいは、性別変更後の女性、その両方が社会から孤立することのないように支援を続けていく。治療を実施する前に二人のソーシャルサポートマップを確認し、子どもを授かった後の二人の周りの人々の支援の想定について当院が確認すると共に、二人が支援環境を認識する機会とする。

(治療の同意)

11. 二人が同意する場合、二人の両親においても可能な範囲にて臨床心理士と面談を行い、二人への支援体制について話を聞く。また、両親が抱えている生殖補助医療に対する不安な点などについても当院は支援を行う。
12. 全ての治療において同意を得る。同意書への記入は、治療を行う生物学上の女性が同意書の妻欄に署名し、性別変更後の女性は夫欄に署名する。
13. どちらか一方でも生殖補助医療に同意しない場合はいつでも中止できることを明確に伝える。
14. 治療を開始する際は、本ガイドラインに則した「自身の精子凍結をした性別変更後の女性と生物学的女性カップルにおける生殖補助医療の同意書」への記入を必要とする。

(治療の承認)

15. 性別変更前に自身の精子凍結をした女性と生物学上の女性のカップルにおける生殖補助医療は、倫理委員会の承認を得て実施することとする。

(治療の終了)

16. 性別変更後の女性が死亡した場合は、その女性が性別変更前に凍結した精子、並びにその精子を用いた胚は破棄することとする。
17. 当院が二人の治療の継続が望ましくないと判断した場合は治療を中断、あるいは終了する。

はらメディカルクリニック倫理委員会  
初版 2021年11月22日制定

最先端の医療で、最短の妊娠を

